

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
キルギス	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とキルギス 共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉強に必要な経費の供与	299,000千円 (H19年度 40,000千円) H20. 3.31まで (H20年度 136,000千円) H21. 3.31まで (H21年度 77,000千円) H22. 3.31まで (H22年度 46,000千円) H23. 3.31まで	H19. 6.21 ビシュケ クで (同日)	日本側 笠井達彦在キルギ ス臨時代理大使 キルギス側 アキルベク・ ジャバロフ財務大臣	H19. 7. 5 387号
キルギス	チュイ州橋梁 ^{キルギス} 架け替え計画のた めの贈与に関する日本国政府と キルギス共和国政府との間の交 換公文	チュイ州橋梁 ^{キルギス} 架け替え計画を実施するために必要な 1. 橋梁の架け替え及び取付道路の建設に必要な生産物 及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	476,000千円 H20. 3.31まで	H19.10. 3 ビシュケ クで (同日)	日本側 笠井達彦在キルギ ス臨時代理大使 キルギス側 アキルベク・ ジャバロフ財務大臣	H19.10.22 584号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。